

して英国は同年六月、九竜半島九十九カ年租借権（今なほ継続中）と、更にロシアの旅大租借に對抗して七月には威海衛租借権を獲得した。

この他、同じ一八九八年に英国は揚子江沿岸、フランスは海南島と広西・雲南両省、我国は台湾対岸の福建省についてそれぞれ不割譲を清に約させ、自己の勢力範囲とした。列国のこのすさまじい侵奪を、ある米国の歴史家は清国の「生体解剖」と評した（Thomas A. Bailey, A Diplomatic History of the American People）。

清国が日本を撃肘（せいじょう）するためロシア等に援助を求めた三国干渉は、清国自身に大きな代価を払はせ、その上、日本を含む東亜全域を大きな禍乱に巻き込む結果となった。中国の著名な史家・王芸生（前出）はかう論ずる。

「三国干渉は処置拙劣を極めたため、正に分割の禍を招来せんとし、しかもその後には於ける世界幾多の悲劇はここに胚胎した。蓋し、清廷諸官は、三国の一言で遼東が返還されたのを見て、露国に対する迷信益々深まり、もしその援助あらば日本は恐るるに足らざるのみならず、他の列国もまた風を望んで退却すべしと考へた。かくて李鴻章、露国と密約を結ぶに及んで満洲問題の禍根は植付けられ、更に列強の激烈な角逐を惹起し、北清事変、日露戦争より欧州大戦に至るまで、すべてこれより一連の線を引く悲劇を作るに至つた。そして元来多事を畏れた清国は、却つてこれより世界混乱の中に巻き込まれ、翻弄せられて帰する所を知らない有様に立ち至つた」（『日支外交六十年史』第三卷）

三国干渉での清の以夷制夷、とくにロシアの援助に頼つた浅慮を以後のアジア禍乱の第一原因なりと論ずるもので、近代極東紛争史の背景と本質を見きよめた卓抜な史論と云へよう。満洲事変を生んだ土壌と種子は、遠く三国干渉の時期に、中国自身が耕し、中国自身が蒔いたものだつた。

第二節 米国の太平洋進出と門戸開放政策

アメリカの「新しき国境線」

すでに述べたやうに、一八九八年（明治三十一年）といふ年は、列強が貪欲に清国を侵奪した年であつた。米国のこの侵奪には加はらなかつたが、この年は米国にとつても「劇的な転換期」であつたと云はれてゐる。何故なら、この年に米国は米西（スペイン）戦争でキューバを保護国とし、プエルト・リコを獲得してカリブ海支配の基礎を固めたのみならず、遠く西太平洋に進出して Guam 島を獲得、更にはフィリピンまでも領有するに至つたからである。その上、米西戦争はハワイ併合の氣運を高め、一八九八年八月、 Honolulu で米布併合式が挙行され、ハワイ政庁に星条旗が翻ることになつた。

斯くして、一八五〇年カリフォルニア沿岸を西の国境とした米国は、一八九八年には一挙に西太平洋に勢力範囲を拡大し、ハワイ、Guam、フィリピンを結ぶ線を以て「アジアに於ける新国境」を設定したのであり、極東に対する米国の関心と介入はここに新しい時期を画することになつた。

ハワイ保護化への決意

大東亜戦争が、我が海軍の真珠湾攻撃を以て開始されたことは周知の事実だ。だがこれには、ハワイをめぐる日

米の深い因縁を考へてみなくてはならぬ。

米国の太平洋に対する関心は一八七二年（明治五年）に始つたとしてよいだらう。なぜならこの年、米海軍士官ミードはサモア諸島中ツツイラ島のパゴ・パゴ港を海軍根拠地にすることを企て、また陸軍長官はホノルル港を軍事目的で調査するやう指示してゐるからだ。

右の調査の結果、真珠湾（当時は真珠川と呼ばれた）の軍事的価値の大きいことを知つた米国は真珠湾の割譲をハワイ政府に要求したが、ハワイ島民の強い反対で交渉は失敗した。だが米国はハワイに強圧を加へ、一八七五年に結んだ米布互恵条約によつて、真珠湾の使用、改築及び必要な施設建造に関する「絶対権」を獲得した。一八九八年の併合以後、真珠湾は次第に近代的に改装されて行く。一九二二年（大正十一年）のワシントン海軍軍備制限条約によつても、ハワイは英国のシンガポールと共に防備凍結の対象外とされた。

その後ハワイは航空基地としても重要性を加へ、莫大な予算で飛行場が建設され、太平洋に於ける米国の最重要の前哨基地となつた。大東亜戦争劈頭、我軍の攻撃を真先に受けることになつたのは、右のやうな真珠湾の歴史と無関係ではない。

ハワイに対する米国の政治的関心と決意のほどは、一八八一年（明治十四年）十二月、國務長官ブレインがハワイ駐在の米公使に与へた訓令が疑問の余地なく伝へてゐる。

即ちそれは「ハワイの軍事上の枢要な位置から見ても、同島の占領は全く米国の国策上の問題であり、その独立を侵さずに、事実上ハワイを米国の一部にしてしまふには米布間の密接な結合を必要とする。最近のハワイ人口の減退をハワイ政府は憂慮してゐるが、その解決策としてアジア人を以てハワイ人に代へ、ハワイをアジアの制度に結合するのは良策ではない。もし自存できないなら、ハワイは米国の制度に同化すべきであり、それは自然法と政治的必要の命ずるところである。米国はハワイの中立を期待するが、ハワイの中立維持が困難になつた場合は、米国は断然たる処置をとることを躊躇するものではない」として、ハワイが米国の勢力圏から離れてアジア（日本を指

す）に依存せんとする場合は、いつでも占領する決意を表明してゐるのである（以上は吉森実行「ハワイを繞る日米關係史」に依拠した）。

カラカワ王の懇望——日布秘史

ところで、この國務長官の訓令の裏には、今日秘史として伝へられる次の出来事が生んだ疑心暗鬼があつたものと考へて間違ひない。

この年、即ち明治十四年の三月、折から世界歴訪の途上にあつたハワイ国王カラカワが来日した。我国では上下をあげて歓迎したが、実はこの折、カラカワ王は密かに明治天皇を赤坂離宮に訪問し、懇談するところがあつた。

王は、近年ポリネシア族が減少するに反して西洋人が増加し、その勢力がハワイに深く浸潤しつつあることを憂へ、この際ハワイ王国の命脈を保つには「日本帝国の如き強国の協力を仰ぐ他に道なし。ハワイは今や、主要産業たる甘蔗耕作に適し、しかも同化し得る移民を迎へて、一に興産、二にポリネシア民族の衰退を補ひ、以て白人勢力に抗する他なく、日本人はこの双方に最適の人種たるを疑はず。何卒天皇陛下には右事情を酌量し給ひ、ハワイの滅亡を救はれたし」と切々真情を訴へた後、自分には王子がないが、王姪カイウラニが高邁な資質を備へてゐるので、やがては彼女に王位を継がせるつもりで、優れた配偶者を希望してゐる。ついでには山階宮定麿親王を立派な皇族と拝するのでカイウラニとの縁組を御聴許されたいと、重大な希望を申出られたのであつた（「ハワイ日本人移民史」、黒羽茂「日米抗争史の研究」より再引用）。

王は米国のハワイ征服を懼れ、日本皇室とハワイ王室の縁組によつてハワイ併合を阻止せん、と切望したのである。前例のない重大事であるため、明治天皇は慎重に考慮されたが、翌年、特使を派遣してこの縁組を断られた。理

由は、外国王室との縁組が日本皇室の慣例にないこと、又、日本が米国の勢力圏に立入るやうな結果を招くのは好ましくない、といふものだった。

「日本を盟主に亜細亞連盟を」

右の明治天皇とカラカワ王の密談については「明治天皇紀」に詳細に記録されて居り、それによれば会談は明治十四年三月十一日、外務卿井上馨を通訊として行なはれた。

その折、カラカワ王は「欧州諸国は、ただ利己を以て主義となし、他国の不利、他人の困難を顧みることなし。而して、その東洋諸国に対する政略に於てはよく聯合、協同す。然るに東洋諸国は互に孤立して相援けず。又欧州諸国に対する政略を有せず。今日、東洋諸国が、その權益を欧州諸国に占有せらるる所以は一に此に存す。されば東洋諸国の急務は、聯合同盟して東洋の大局を維持し、以て欧州諸国に對峙するにあり。而して今や、その時機到来せり」とアジア諸国の連合が喫緊の要事であることを説き、更に進んで

「弊邦は大策を企画するの力なし。然るに貴国は聞知する所に遠はず、その進歩、実に驚くべきのみならず、人民多くしてその気象また勇敢なり。故に亜細亞諸国の聯盟を起さんとせば、陛下、進みてこれが盟主たらざるべからず。予は陛下に臣事して大いに力を致さん」

と述べ、日本が盟主となつて清、シヤム（タイ）、ペルシヤ、インドなどアジア諸国聯盟を起すべきことを切言した。

これを傾聴された明治天皇は「我が邦の進歩も外見の如くにはあらず。殊に清国とは葛藤を生ずること多く、彼は常に我が邦を以て政略の意図ありとなす。すでに清国との和好をも全くすること難し。貴説を遂行するが如きは更に難事に属す。尚、閣臣等に諮り、熟考して答ふべし」と答へられた。

「明治天皇紀」は、カラカワ皇帝がこの他、日本・ハワイ両国間に海底電線を敷設することと、皇姪カピオラニ（カイウラニ）と定曆王の婚姻を切望されたが、「抑々東洋諸国聯盟のことたるや、清国が日本国の盟主たるを肯ぜざるは明かなるのみならず、シヤム・印度の如きは相距ること遠く、かつ言語・風俗全く同じからざるを以て望み難し。海底電線架設のことは、すでに米国人の請ふ所ありて、これに補助を約せることあり。又、外国皇室と婚家を通ずることも、累を将来に及ぼすの処なきにあらず。これを以て、外務卿は三事みな言ふべくして行なはれ難しとせり」と記してゐる。

明治天皇のカラカワ王に対する勅答は、翌明治十五年三月、宮内権少書記官・長崎省吾に託して捧呈された。天皇の親翰は「亜細亞聯邦」（カラカワ王の提唱せる「亜細亞諸国の聯盟」のこと）に関するこのみで、「亜細亞聯邦」の事業は宏大悠遠であり、亜細亞諸国の実情も、風土、言語、人情それぞれ異なり、「これを思へば弥々遠く、これを謀るは益々難し。況んや、不肖、何を以てよく盟主の重任を負担するを得んや」と鄭重に盟主のことを謝絶なされ、また明治二十三年に国会開設を控へ、内政煩多の折であるのに「朕、一朝これを放棄し去つて、力を異邦の事に専らにせんとするは朕が敢て為すに忍びざる所」として、「亜細亞聯邦」構想を実現することの困難であることを述べられた。

定曆親王とカイウラニ姫の婚姻の困難であることや、海底電線及び移民の件については井上馨が返事を認めて長崎に託した（以上は難波江通泰論文「布哇王国皇帝の明治天皇との御密談について／大東亞共榮圏の首唱」に拠つた）。

右を要するに、カラカワ皇帝は日本を盟主とする大アジア主義を提唱したのであり、これは後年、我国自身が唱導することになる大東亞共榮圏構想の素朴な萌芽であるとしてよいだらう。

白人帝国主義に對抗するための我国を中心とする斯くの如き大アジア主義が、それを最も必要とする筈の清国・朝鮮などからは嫉視あるいは危険視され、波濤千里を隔てたハワイの国王から切望された事實は、歴史の皮肉を痛感させずには措かない。

ともかく、欧米勢力、就中米国のハワイ侵入を阻止すべく、我が皇室と婚姻関係まで結んで日本との提携を深めようとしたカラカワ王の希望は実現を見なかつたのである。

カラカワ王の失望は大きかつた。もし王の希望通り、この縁談が成立してゐたら、ハワイが日本領土となる経過を辿つた可能性は頗る大きい。

とすれば太平洋をめぐる日米関係は、全く別な方向に展開を遂げたであらう。明治天皇が米国との軋轢を望まれなかつたために、ハワイは我国の領土とはならず、米国に併合される結果となつた。即ち一八九三年一月、白人勢力の後押しをする米国は軍艦ポストン号から百五十名の海兵隊を上陸させ、ハワイ政庁を奪取し、王政を廃止した。わづか百五十名の海兵隊に抗し得なかつたのは、軍隊なき国の悲しさであつた。この日以来、カメハメハ王朝百年の間、王宮に翻つてゐたハワイ国旗は再び仰がれることはなかつた。その五年後の一八九八年、米国はハワイを併合した。ハワイに対する我国の無欲と米国の執着——その微妙な均衡と動きの中でハワイの運命は決せられたのだつた。

門戸開放主義の提唱

「大東亜戦争」とは何か——これについて明確な定義を与へるために、どうしても米国の「門戸開放主義」について述べなければならぬ所へ来た。大東亜戦争の本質を解明する鍵がここにあるからだ。

一八九九年（明治三十二年）、米國務長官ジョン・ヘイは英独露日伊仏六国に対して「門戸開放宣言」と呼ばれる

通牒を發した。その骨子は、中国に租借地や勢力範囲をもつ列国が、その中の条約港や他国の既得權益に対して干渉しないこと、またその勢力範囲に於て関税や鉄道運賃の面で他国に不利な待遇を与へないこと——を謳つたものである。

要するに、中国に於ける「勢力範囲の存続を前提として」その中の通商上の機会均等の原則を提唱したものと云つてよいだらう。既述したやうに、十九世紀後半、米国は西太平洋の奥深くまで「新しき国境線」を拡げたのであつたが、列強の清国争奪競争には参加する機会がなかつた。「門戸開放主義」は、清国に於ける列強の勢力範囲設定によつて阻害される恐れのある米国の利益を確保すべく打出された新政策なのであつた。

ところが、中国に於ける列強の勢力範囲の存在を前提とした上で提唱された門戸開放主義は、やがて範囲を拡大し、変質してゆくことになる。そしてそれこそが、大東亜戦争に至る日米抗争の核心部分を形成してゆくのである。これについて簡単に触れておかう。

門戸開放宣言の翌一九〇〇年、清国に義和団事変（北清事変とも云ふ）が発生し、各国連合軍が出兵して清国分割の危機が激化するや、ヘイ國務長官は第二次の門戸開放通牒を列国に送つたのであるが、この第二次通牒は重大な新提案を含んでゐた。それは第一に「通商上の機会均等主義」を勢力範囲に留らず中国全土について主張したと、第二に機会均等のみならず、中国の「領土的・行政的保全」を提唱したことである。

このやうに門戸開放の適用範囲と内容が著しく拡張されたことについて、極東外交史の泰斗ポール・クライドは「清国の領土保全が門戸開放と混同されるに至つた。門戸開放主義の定義を誤つた結果、不用意な論者は門戸開放と何ら関係ない行為を門戸開放の破棄であると断ずる誤謬を犯すに至つた」と論じたが（「滿洲に於ける国際争覇」）、正に門戸開放主義をめぐる日米間の解釈の相違が、極東に於ける日米の紛議と対立の中心的争点を形成して行つたのである。

「特殊」と「普遍」の争ひ

門戸開放主義をめぐる争点の核心は何であつたか。我国の明治以来の大陸政策は、国運を賭した日清日露兩戦役と、その後にはける粒々辛苦の努力によつて大陸、殊に南滿洲に於て築き上げた諸權益と地位を擁護し維持することを以て、その中心的課題としてゐた。それらは特殊權益あるいは特殊地位と称されたのであつた。「特殊」とは地理的近接のみならず、多分に歴史的感情を包含する用語と解すべきものである。

これに対して米国の門戸開放主義は、支那全土に於て一律に通商上の機会均等と完全なる領土的及び行政的保全を主張するものなるが故に、必然的に「特殊地位」あるいは「特殊權益」の思想との間に軋轢を生ずることになる。尤も、ジョン・ヘイが門戸開放主義を提唱した時期に於ては、支那に於ける「勢力範圍」の存在の方が「普遍」だつたのであり、門戸開放主義は「普遍」原則中の「特殊」原則として唱道されたのであつたが、日米国力の消長の結果、遂にワシントン会議（一九二二—二三年）を転機として、「拡張解釈された門戸開放主義」が「普遍」原則となり、我国の主張する「特殊地位」が「特殊」原則とみなされるに至つたのである。

特殊地位の保持を中心とする我が大陸政策と、門戸開放主義を理念とする米國極東政策の戦ひは、必然的に我國に不利である。なぜならば、一方が国民的生存権を守らんとする「持たざる者」の死活的主張であるに反し、他方は自己の生活に余裕綽々たる「持てる者」の赤十字的主張であり、何人の眼にも後者が前者より正しく、美しく映ずるからである。「時によつては主義の擁護者たる榮譽を求めんとし、また時によつては實質的利益に均霑を獲んとするものが真相なるに拘らず、米國の對滿活動の進退の殆ど悉くが門戸開放・機会均等と云ふ美しき標識に結びつけられて説明され、しかも多くの場合、第三者にあたかも自國が被害者かの如き立場を感じしめるのは、畢竟米國の對滿外交が擬装に巧妙なるためである」とは、滿洲事變を門戸開放主義の違反であるとした米國の對日非難に對

する英修道博士の反論である（「滿洲國と門戸開放問題」）。

先に述べた如く、門戸開放主義の内容が著しく拡大せられ、變質を遂げるに至つたため、日米間に解釈の相違を生ずる結果となつたが、そのやうな解釈や理解の相違が完全に調整されぬまま、この門戸開放主義は一九一五年所謂「二十一カ条問題」の際、ブライアン國務長官の「不承認主義」を生み、次いで一九二二年ワシントン會議に於ける「支那に関する九國條約」の中心思想となり、一九三一年の滿洲事變では米スチムソン國務長官の「不承認主義」に論拠を提供し、支那事變では米國の日本非難の口実となり、更に一九四一年日米交渉ではハル國務長官の硬直せる原則尊重主義の中に組込まれ、遂にはかのハル・ノートに於ける米側要求となつて日米開戦を導くことになつた。なほ、戦後の東京裁判に於て、日本が侵犯した國際條約の一つとして挙げられた九國條約が、門戸開放を根本理念とするものであることは前述の通りである。

このやうに、門戸開放主義の形は時代や情勢と共に変じつつも、その根本主義は極東に於ける日米間の最大争点として遂に解決されぬままだつたのであり、日米五十年の抗争の最深部に伏流し続けてきたのであつた。実に門戸開放主義こそは、半世紀にわたる日米關係の推移と大東亞戦争の史的背景を考察する上で、最重要視点を提供する問題と云へる。

第三節 露國の南侵と日英同盟